

第1号議案

権限表の変更について

(案)

事務局の職制及び権限に関する規程に基づき定めた権限表を、別紙のとおり、変更する。

施行日：平成29年5月24日

主な変更点

1. 各部共通に移譲された部長権限を担当部長に付与する。
2. 再エネ出力抑制（離島のみ）の妥当性検証に関する権限を運用部長に移譲する。

以上

【添付資料】

別紙：権限表（新旧対照表）

権限表 新旧対照表

(別紙)

変更前					変更後					備考
権限表 (凡例) ・○＝各職位の所管の範囲で決裁できる。 ・金額＝予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額(税抜)を上限に決裁できる。 (本権限表の取扱い) ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。 ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。					権限表 (凡例) ・○＝各職位の所管の範囲で決裁できる。 ・金額＝予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額(税抜)を上限に決裁できる。 (本権限表の取扱い) ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。 ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。					職位の追加(担当部長)に伴う変更 離島における再エネ出力抑制の妥当性検証等に関する権限を事務局に委譲
1. 各部共通					1. 各部共通					
項目	事務局長	部長、紛争解決対応室長、監査室長	副部長、系統アクセス室長、所長、マネージャー、紛争解決対応室副室長		項目	事務局長	部長、担当部長、紛争解決対応室長、監査室長	副部長、系統アクセス室長、所長、マネージャー、紛争解決対応室副室長		
官公庁その他に対する諸願届、報告(重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に限る。)			官公庁その他に対する諸願届、報告(重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に限る。)			
広報及び情報公表の内容の決定(日常的な業務運営に関するものに限る。)		○	○ (既存 Web ページの軽微な更新に限る。)		広報及び情報公表の内容の決定(日常的な業務運営に関するものに限る。)		○	○ (既存 Web ページの軽微な更新に限る。)		
機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結(日常的な業務運営に関するものに限る。)	○ (各部等横断的な内容に限る。)	○	○ (軽易なものに限る)		機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結(日常的な業務運営に関するものに限る。)	○ (各部等横断的な内容に限る。)	○	○ (軽易なものに限る)		
事務局内における事務処理のための様式等の制定		○			事務局内における事務処理のための様式等の制定		○			
配下の職位及び職員に対する出張命令(海外出張を除く。)	○ (部長及び室長の出張に限る。)	○	○ (宿泊を伴わない出張に限る。)		配下の職位及び職員に対する出張命令(海外出張を除く。)	○ (部長及び室長の出張に限る。)	○	○ (宿泊を伴わない出張に限る。)		
海外出張命令	○				海外出張命令	○				
書籍・雑誌の購入(定期購読契約を除く。)		10万円			書籍・雑誌の購入(定期購読契約を除く。)		10万円			
(略)					(略)					
4. 運用部					4. 運用部					
項目	事務局長	運用部長	副部長、マネージャー、所長	当直長	項目	事務局長	運用部長	副部長、マネージャー、所長	当直長	
(略)					(略)					
(略)					業務規程第180条第2項(出力抑制時の検証)に基づく出力抑制が適切であったか否かの確認及び検証(離島における出力抑制に関するものに限る。) ○					
(略)					(略)					